

国民健康保険料 特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る届出書

令和 年 月 日

四国中央市長 宛

四国中央市国民健康保険条例第27条の2の規定により、国民健康保険料の軽減を受けたいので、届出いたします。

世帯主	住所	<input type="checkbox"/> 四国中央市			
	氏名				
	電話番号	自宅	<input type="checkbox"/> 0896 -	携帯	- -
離職された方	個人番号				
	氏名				
	生年月日	※離職時、65歳未満が対象となります。 昭和・平成 年 月 日			
	離職年月日	雇用保険受給資格者証の「11.離職年月日」に記載された日付を記入してください。 平成・令和 年 月 日			
	離職理由コード	雇用保険受給資格者証の「12.離職理由」に記載された番号を○で囲んでください。			
		特定受給資格者	1 1 ・ 1 2 ・ 2 1 ・ 2 2 ・ 3 1 ・ 3 2		
	特定理由離職者	2 3 ・ 3 3 ・ 3 4			
提示書類 (必須)	雇用保険受給資格者証				

※太枠内を記入してください。

市 使 用 欄	証番号		受付印	
	宛名番号		窓口	国保
	軽減開始日 (離職の翌日)	R / /		
	軽減対象年度	R / R		
	入力	R / /		

非自発的失業(リストラ等)に係る国民健康保険料の軽減について

～「雇用保険受給資格者証」をご確認ください～

雇用保険の被保険者で、解雇・倒産などの理由により、非自発的に失業した方(特例対象被保険者等)は、離職日の翌日から(最長)翌年度3月末までの期間において、前年所得のうち「給与所得」のみを100分の30とみなして保険料を計算します。

1. 対象となる方（下記のすべてに該当する方）

- ・離職時、65歳未満である方
- ・ハローワーク(公共職業安定所)で「雇用保険受給資格者証」が発行された方。
- ・雇用保険受給資格者証の12.離職理由が以下のいずれかに該当する方。

特定受給資格者：12.離職理由が11、12、21、22、31、32
特定理由離職者：12.離職理由が23、33、34

特定受給資格者：離職理由		特定理由離職者：離職理由	
11、12	解雇(事故の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く)	23	期間満了(同一の事業主に3年未満雇用・更新可能な旨明示あり)
21	雇止め(同一の事業主に3年以上雇用)	33	正当な理由のある自己都合退職(31、32、34以外)
22	雇止め(同一の事業主に3年未満雇用・更新明示あり)	34	特定の正当な理由のある自己都合退職
31、32	正当な理由のある自己都合退職(事業主からの働きかけ等)		

2. 手続きの方法

申請には「雇用保険受給資格者証」が必要です。

※ハローワークから発行されない場合は軽減を受けることができません。

(また、雇用保険高年齢受給資格者証・雇用保険特例受給資格者証では該当しません)

対象となる方は、必ず「雇用保険受給資格者証」をお持ちのうえ、国保医療課または各市民窓口センターへ届出をしてください。

郵送で届出される場合は、「特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る届出書」に必要事項を記入し、「雇用保険受給資格者証」のコピー(離職理由の記載がある面)を必ず添付して郵送してください。なお、この届出書は国保医療課のホームページからダウンロードもできますので、印刷してご利用ください。

また、あわせて国保加入の手続きをされる方は、事業所等から発行される「社会保険等資格喪失証明書」をお持ちのうえ、窓口で加入手続きをおこなってください。

3. その他

軽減の可否および保険料額は、納入通知書(更正通知書)によりお知らせいたします。

届出が遅れると軽減できない場合がありますのでご注意ください。

前年の合計所得金額が330,000円以下の方は保険料の変更はありません。

限度額超過世帯については、保険料の変更がない場合があります。

【送付先およびお問い合わせ先】

〒799-0497 四国中央市三島宮川4-6-55
四国中央市役所 国保医療課 国民健康保険係
電話 0896-28-6020